

「川口市工事成績評定要領」改正案対照表

改正後（令和4年4月1日～）	現行（令和4年3月31日まで）
<p>I 川口市工事成績評定要領</p> <p>（評定者）</p> <p>第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 監督員 川口市工事監督規則 <u>（昭和41年規則第19号）</u> 第2条の規定による監督員</p> <p>2 評定員 発注課所の長が指定する係長以上の職にある者</p> <p>3 検査員 川口市工事検査規則 <u>（昭和41年規則第18号）</u> 以下「規則」という。）第4条の規定による検査員</p> <p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、監督又は検査で確認した事項に基づき、工事ごと評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。ただし、評定者となる監督員又は検査員が2人以上いる場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（評定の時期及び報告）</p> <p>第6条 監督員及び評定員は、工事が完成したときに評定を行い、別紙7「<u>工事成績評定表</u>」、別紙6「<u>建設工事成績報告書</u>」、別紙5「<u>細目別評定点採点表</u>」及び別紙1から4「<u>考査項目別運用表</u>」を検査日までに検査員に提出するものとする。</p> <p>2 検査員は、完成検査を実施したときに評定を行い、監督員及び評定員の結果と併せて別紙7「<u>工事成績評定表</u>」、別紙6「<u>建設</u></p>	<p>I 川口市工事成績評定要領</p> <p>（評定者）</p> <p>第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 監督員 川口市工事監督規則第2条の規定による監督員。</p> <p>2 評定員 発注課所の長が指定する係長以上の職にあるもの。</p> <p>3 検査員 川口市工事検査規則（以下「規則」という。）第4条の規定による検査員。</p> <p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、監督または検査で確認した事項に基づき、工事ごと評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。ただし、評定者となる監督員または検査員が2人以上いる場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（評定の時期及び報告）</p> <p>第6条 監督員及び評定員は、工事が完成したときに評定を行い、別紙7 工事成績評定表、建設工事成績報告書、細目別評定点採点表及び考査項目別運用表を検査日までに検査員に提出するものとする。</p> <p>2 検査員は、完成検査を実施したときに評定を行い、監督員及び評定員の結果と併せて工事成績評定表、建設工事成績報告書、細</p>

工事成績報告書」、別紙5「細目別評定点採点表」を作成し、規則第12条3項の規定による検査の結果報告の際、様式第8号の報告書及び様式第9号の通知書に添付するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 発注者は、完成検査終了後遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事完成検査結果と併せて評定結果を規則様式第11号(2)の検査済書により通知するものとする。

2 当該工事において、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて暫定評定結果を様式第2号の通知書により通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた受注者は、完成検査日から起算して14日以内に、様式第3号の照会書により発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定による説明を求められたときは、検査室長並びに工事主管課所長は疑問項目の内容に応じて、様式第4号の回答書により回答しなければならないものとする。

(成績評定の修正)

第9条 前条の請求により、当該成績評定を修正する必要がある場合は、建設工事成績報告書を修正し、様式第5号の通知書により受注者へ通知するものとする。

目別評定点採点表を作成し、規則第12条3項の規定による検査の結果報告の際、様式第8号の報告書及び様式第9号の通知書に添付するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 発注者は、完成検査終了後遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事完成検査結果と併せて評定結果を規則様式第11号(2)により通知するものとする。

2 当該工事において、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて暫定評定結果を様式第2号により通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条第1項又は第2項による通知を受けた受注者は、完成検査日から起算して14日以内に、様式第3号により検査室長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 前項による説明を求められたときは、検査室長並びに工事主管課所長は疑問項目の内容に応じて、様式第4号により回答しなければならないものとする。

(成績評定の修正)

第9条 前条による審査の結果、当該成績評定を修正する必要がある場合は、建設工事成績報告書を修正し、様式第5号により受注者へ通知するものとする。

(評定結果の確定及び通知)

第10条 発注者は、第7条第2項の規定により暫定評定結果の通知を行った後、以下による法令遵守等の措置がなされた場合は、遅滞なく評定結果を確定するものとする。

○法令遵守等の措置における減点

措置内容	点数
1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5. 文書注意	-8点
6. 口頭注意	-5点
7. 工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点

- 2 前項の規定により評定結果を確定した場合は遅滞なく、様式第6号の通知書により受注者へ通知するものとする。
- 3 第2項の規定による通知を受けた受注者は、第8条の規定に準じて、発注者に対し評定の内容について説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

(評定結果の確定及び通知)

第10条 発注者は、第7条第2項により暫定評定結果の通知を行った後、以下による法令遵守等の措置がなされた場合は、遅滞なく評定結果を確定するものとする。

○法令遵守等の措置における減点

措置内容	点数
1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5. 文書注意	-8点
6. 口頭注意	-5点
7. 工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点

- 2 前項により評定結果を確定した場合は遅滞なく、様式第6号により受注者へ通知するものとする。
- 3 第2項による通知を受けた受注者は、第8条に準じて、発注者に対し評定の内容について説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

(評定点に対する評価内容)

第12条 評定点に対する評価内容は、次のとおりとする。

評定点	評価内容
85点以上	他の模範となる優秀な工事
75点以上85点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
60点以上75点未満	標準的な工事
50点以上60点未満	改善すべき事項がある工事
50点未満	改善すべき事項が多い工事

(評定方法等の特例)

第13条 市長は、工期が長期にわたることその他の事由により、当該工事に係る評価についてこの要領の規定によりがたいと認めるときは、別に定めるところにより評定を行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか評定に関し必要な事項は、別に定める。

別表1 成績評定を省略することができる工事

主たる工事内容が、出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されているもの(土木工事のみ)

主たる工事内容が、構造物等の撤去工事、解体工事、都市ガス工事、設備機器分解修理、防護柵(転落防止柵含む)、防球ネット、標識(情報板含む)、区画線、視線誘導標のいずれかに該当する工事

その他、発注者が認めた工事

(評定点に対する評定区分)

第12条 評定点に対する評定区分は、次のとおりとする。

評定区分	評定基準	評定内容
A	85点以上	他の模範となる優秀な工事
B上	75点以上85点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
B	60点以上75点未満	標準的な工事
B下	50点以上60点未満	改善すべき事項がある工事
C	50点未満	改善すべき事項が多い工事

(新設)

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか評定に関し必要な事項は、別に定める。

別表1 成績評定を省略する工事

主たる工事内容が、出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されているもの(土木工事のみ)

主たる工事内容が、構造物等の撤去工事、解体工事、都市ガス工事、設備機器分解修理、防護柵(転落防止柵含む)、防球ネット、標識(情報板含む)、区画線、視線誘導標のいずれかに該当する工事

その他、発注者が認めた工事

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の川口市工事成績評定要領第12条の規定は、この要領の施行の日以後に請負契約を締結する工事並びに令和3年度中に当該年度に支出を要さない債務負担行為（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為をいう。）の設定及び請負契約を締結した工事（以下「ゼロ債務負担行為設定工事」という。）について適用し、同日前に請負契約を締結した工事（ゼロ債務負担行為設定工事を除く。）については、なお従前の例による。